

○山ノ内町スポーツ等国際競技大会優秀選手褒賞金交付要綱

平成31年3月15日教育委員会告示第4号

改正

令和6年2月6日教育委員会告示第4号

山ノ内町スポーツ等国際大会優秀選手褒賞金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツ等活動において国際大会に出場し優秀な成績を収めた選手を称えるために贈る山ノ内町スポーツ等大会褒賞金（以下「褒賞金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象大会)

第2条 交付対象となる大会は、次の各号の大会とする。

- (1) オリンピック、パラリンピック大会
- (2) ワールドカップ大会、世界選手権、アジア大会、ユニバーシアード大会
- (3) 国際コンクールその他各国代表による大会等
- (4) その他町長が特に認める大会

(交付対象者)

第3条 褒賞金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町外に住所を有する学生で、帰省地が町内にあり在住履歴のある者
- (3) その他町長が特に認める者

(褒賞金の額)

第4条 褒賞金の額は、1人につき次のとおりとする。

- (1) 優勝 300,000円
- (2) 準優勝 200,000円
- (3) 3位 100,000円

2 前項に規定する褒賞金の交付回数は、同一年度に1回を限度とする。

(褒賞金の交付申請)

第5条 褒賞金の交付を受けようとする者は、山ノ内町スポーツ等国際大会褒賞金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記載し、町長に提出するものとする。

2 交付申請は、本人（未成年の場合は、その保護者）又はスポーツ団体の代表者が行うものとする。

(褒賞金の交付)

第6条 町長は、褒賞金の交付申請があったときは、申請内容を審査し、適当と認めたときは褒賞金を交付するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成31年3月15日から施行し、平成31年3月1日以降開催の交付対象大会から適用する。

附 則（令和6年2月6日教育委員会告示第4号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。